

寿都町告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

令和6年12月 2日

寿都町長 片岡春雄

第1 【資格の種類及び調達をする物品等又は役務の種類】

令和7年度及び令和8年度において町が締結しようとする契約のうち、表1左欄に掲げる「契約の種類」に係る一般（指名）競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄「資格の種類」に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は役務の種類は、当該右欄「物品等又は役務の種類」に定めるものとする。ただし、土木工事、建築工事、電気工事及び管工事の資格にあっては、当該資格を表2に定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じAからCまでの等級に区分する。

表1

「契約の種類」	「資格の種類」	「物品等又は役務の種類」
土木工事の請負契約	土木工事	土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（修繕を含む）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両、車両用品類（修繕含む）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）、百貨店、印刷物、印章、複写機の保守
電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	
その他の業務の委託契約	その他の業務	上下水道施設等維持管理、機械設備保守、環境測定及び水質等検査、運送、廃棄物、広告・企画、会議録作成、人材派遣及び研修、調理・配食、その他

表2 （工事予定価格に応ずる等級区分）

等級 \ 種類	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	120,000千円以上	120,000千円以上	50,000千円以上	50,000千円以上
B	120,000千円未満	120,000千円未満	50,000千円未満	50,000千円未満
C	50,000千円未満	50,000千円未満	15,000千円未満	15,000千円未満

第2 【資格要件】

1 審査基準日

- (1) 定期申請 令和7年1月1日
- (2) 随時申請申請しようとする月の初日 ※随時申請できるものは、物品等に限る。

2 共通資格要件

各資格の共通の要件は、次の（1）から（4）までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する事業者該当しないこと。

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事
 - ① アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（表3の左欄に掲げる資格の種類に応じ、当該右欄に定める建設業の種類に係るものに限る。）を受けており、かつ当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

※解体工事業については建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条により都道府県知事より登録を受け、その後解体工事業の許可を受けた場合は同法により登録されていた年数を含む。

表3

資格の種類	建設業の種類
土木工事	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼橋造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業及び解体工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

イ 資格審査の申請をする日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

② 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

ア 客観的審査事項

平成6年建設省告示第1461号に定める項目

- イ 主観的審査事項
 - a 工事施行成績
 - b 労働安全成績
 - c 労働福祉成績
 - d 建設業退職金共済組合等への加入状況
 - e 労働賃金の支払状況
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 審査基準日において引き続き1年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
 - ② 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 建築物の設計（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
 - ② 審査基準日において引き続き1年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
 - ③ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (4) 測量（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
 - ② 審査基準日において引き続き1年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
 - ③ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (5) 印刷物の製造及び印章の製造（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
 - ② 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
 - ③ 製造のために必要な機械器具設備を所有（リースしている場合を含む。）していること。
- (6) ボイラー等運転操作（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。
 - ② 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
- (7) 庁舎等清掃（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号）の登録を受けていること。
 - ② 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
- (8) 庁舎等の警備（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 警備業法（昭和47年法律117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
 - ② 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。
 - ③ 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
- (9) 庁舎等消防設備保守点検（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。
 - ② 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
- (10) 情報システムの開発（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
 - ② 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。
- (11) 物品の購入及び物品の賃貸借（次のいずれにも該当すること。）
 - ① 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - ② 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (12) その他の業務の委託契約
 - ① 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営み、かつ資格審査時にその事業に係る売上高を有していること。
 - ② その事業を行うに当たり必要な資格等を有していること（必要な資格については別途明示する。）。

4 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 【資格審査申請の時期及び方法】

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2) から (5) までに掲げる者以外の者

- ① 定期申請 令和7年2月1日から令和7年2月28日まで
- ② 随時申請 令和7年4月1日から令和8年12月30日まで
- ③ 午前9時から午後5時まで（土日・国民の休日等閉庁日を除く）

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、令和7年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、入札参加資格審査申請書（北海道公契連モデル）様式を準用し、寿都町施設課の指示により作成した申請書類を提出すること。

第4 【資格の有効期間及び当該期間の更新手続】

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあつては令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、随時申請の場合にあつては資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

前項の有効期間を更新しようとする者は、令和8年12月に令和9年度及び令和11年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 【資格の喪失】

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の2の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 資格審査申請において虚偽の申請をしたとき。
- 3 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、当該免許及び当該登録等を取り消されたとき。

第6 【資格審査の再申請】

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により継承した者
- (2) 前号に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事の資格を有する者であつて、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの。
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの。

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の申請の方法に基づき申請しなければならない。